

令和2年9月28日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和2年8月28日付け2長対広第43号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供  
・教育振興基本計画策定に向けた校区別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について（抽出率の変更）
- 2 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用  
・「(仮称)自治振興条例」策定にかかる市民参加型ワークショップの参加者募集・アンケートのための個人情報の目的外利用について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 6	答 申 日	令和 2 年 9 月 2 8 日
審 議 件 名	教育振興基本計画策定に向けた校区別児童生徒数推計作成のための個人情報 の外部提供について（抽出率の変更）		
審 議 日	令和 2 年 9 月 1 8 日		
内 容			
<p>本件は、令和 2 年 5 月 1 9 日付諮問（令 2 - 2）に対する「外部提供については問題ない。今後、毎年行うこととなる外部提供についても理由相当として認めるが、抽出項目等の変更がある場合には、改めて諮問されたい。」旨の令和 2 年 5 月 2 6 日付答申（令 2 - 2）に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、前回答申からの変更内容等について、所管課である教育総務課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回答申後に、市民アンケートシステムのプログラム修正により、抽出対象者が、人口の「50%まで」から「100%まで」抽出が可能となった。より精度の高い校区別児童生徒数推計とするため、今後、毎年行う予定である 4 月 1 日現在の住民基本台帳の情報（以下「個人情報」という。）の抽出対象者を「全市民（100%）」とすることから、「抽出率の変更」として改めて諮問するものである。</li> <li>・前回諮問における提供（所管課にあっては、利用）しようとする個人情報は、「校区」「性別」「生年月日」「住所（番地以外）」で、今回諮問においては「校区」「性別」「生年月日」である。</li> <li>・前回答申後に、令和 2 年を含む過去 5 年分のデータを作成したが、いずれも 4 月 1 日から相当の期間が経過した時点における、同日に遡る抽出作業となったため、直に「小学校区別」データを作成することができず、行政区別データを住所により「小学校区別」に振り分け直す必要があった。そのため、前回の抽出項目に「住所（番地以外）」が必要であった。令和 3 年以降は、同日直後に抽出作業を行うことで、直に「小学校区別」データを作成することができるので、「住所（番地以外）」の項目は不必要となるものである。</li> </ul> <p>本審議会は、審議の結果、今回の個人情報を外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <p>なお、令和 2 年 5 月 2 6 日付答申（令 2 - 2）と趣旨を同じくして、外部提供したときは、その都度、本審議会に報告されたい。また、抽出項目の変更があるとき又は業者に作業を委託する場合であって受託業者に係る情報の項目若しくは提供方法の変更があるときは、本審議会に改めて諮問されたい。</p>			